

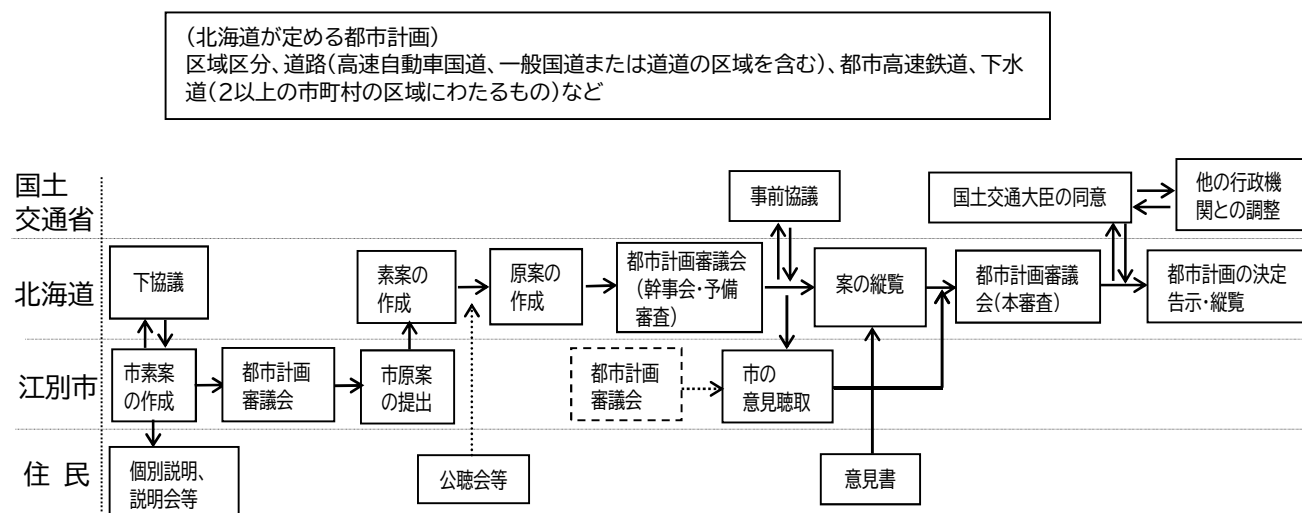
11 都市計画の決定手続き

都市計画の決定にあたっては、広域的かつ根幹的な都市計画については主に北海道が定め、それ以外の地域に密着した都市計画は江別市が定めます。都市計画は国や道などの関係機関と協議し、必要に応じ国土交通大臣または知事の同意等を経て決定します。

手続きのなかでは住民の方々などの意見を反映できるしくみがあり、都市計画を定める者(道または市)は案を2週間縦覧しており、住民の方々ほか利害関係のある方は、縦覧最終日までに意見書を提出することができます。提出された意見書の要旨は、道または市の都市計画審議会に提出され、その審議において重要な判断資料の一つとなります。

◇北海道が定める都市計画

道は、市が作成した原案をもとに、必要に応じて公聴会等を開催し、都市計画の案を作成します。次に道都市計画審議会(幹事会、予備審査)、市の意見聴取などを行い、案の縦覧を行います。その後、案(意見書が提出された場合はその要旨を添えて)を道都市計画審議会(本審査)に付議し、必要に応じて国土交通大臣の同意を得て、道が都市計画の決定告示を行います。



◇江別市が定める都市計画

市は、素案を作成し、必要に応じて説明会の開催や個別説明などを行ったうえで、関係行政機関と協議調整を行い、原案を作成します。次に原案を市都市計画審議会に事前説明し、道に事前協議を行います。その後、案の縦覧を行い、意見書が提出された場合はその要旨を添えて市都市計画審議会に諮問(付議)し、必要に応じて北海道知事の協議を経て、市が都市計画の決定告示を行います。

